

# 犯罪のないみやぎ安全・安心まちづくり基本計画案 基本方針の改定

## 【基本方針の策定に係る指針】

犯罪のないみやぎ安全・安心まちづくり条例第2条の基本理念に沿って策定。

(基本理念)  
第2条 安全・安心まちづくりは、県、県民等(県民、事業者及びこれらの者の組織する民間の団体をいう。以下同じ。)及び市町村の適切な役割分担による協働の下に、次に掲げる事項を基本として推進されなければならない。  
一 自らの安全は自らが守り、地域の安全は地域が守るという防犯意識の高揚を図るとともに、県民運動として、お互いが支え合う地域社会の形成を図ること。  
二 子ども、女性、高齢者、障害者及び外国人その他の特に防犯上の配慮を要する者を犯罪被害から守ること。  
三 基本的人権を侵害しないよう配慮しつつ、犯罪が起きにくい生活環境の整備を行うこと。

### 改正前

基本方針 1	「自らの安全は自らが守る」、「地域の安全は地域が守る」という防犯意識を醸成し、お互いが支え合う地域社会を形成します。  県は安全・安心まちづくりを県民運動として展開し、「自らの安全は自らが守る」、「地域の安全は地域が守る」という自主自立、相互扶助の意識を醸成し、県民が主体となってお互いに支え合う地域社会を築くことが出発点となります。
基本方針 2	子ども、女性、高齢者、障害者、外国人その他の特に防犯上の配慮を要する人を犯罪被害から守っていきます。  子ども、女性、高齢者、障害者、外国人等が犯罪の被害を受けるところがないよう日常生活の中で声をかけ合い、目配り・気配りし、地域で人と人とのつながりをつくり、お互いが見守り、支え合うような県民等の取組を促進します。 また、子どもが犯罪の被害にあわないように、年齢や発達段階に応じたテーマや教材等を活用し、効果的な安全教育を推進します。
基本方針 3	基本的人権を侵害しないよう配慮しつつ、犯罪が起きにくい生活環境の整備を行います。  県民一人一人が、相互の基本的人権を尊重しつつ、安全・安心まちづくりを推進することが重要です。 安全・安心まちづくりは、県民等が行う自主的な活動に支えられていますが、特に、犯罪の防止に配慮した環境づくりを行う場合、プライバシーを始めとする個人の権利を侵害しないよう人権への配慮に努めながら推進してまいります。

### 改正後

	県民一人ひとりが「自らの安全は自らが守る」、「地域の安全は地域が守る」という防犯意識を共有し、被災地をはじめとする地域の絆を起点にお互いが支え合う地域社会を実現します。  県は、県民一人ひとりが「自らの安全は自らが守る」、「地域の安全は地域が守る」という防犯意識を共有し、お互いが支え合う地域社会を実現するために、東日本大震災で見直された地域の絆を起点としながら、防犯意識の高揚と相互扶助精神の醸成を県内にくまなく広げ、安全・安心まちづくりを大きな県民運動のうねりとしていきます。
	子ども、女性、高齢者、障害者、外国人など特に防犯上の配慮を要する人を、そのおかれている社会的背景に留意しながら犯罪被害から守っていきます。  子ども、女性、高齢者、障害者、外国人等が犯罪の被害を受けるところがないよう日常生活の中で声をかけ合い、目配り・気配りし、地域で人と人とのつながりをつくり、お互いが見守り、支え合うような県民等の取組を促進するとともに、被害の拡大を防ぐために相談しやすい環境の整備に努めます。 また、子どもが犯罪の被害にあわないように、社会環境の変化に合わせ、年齢や発達段階に応じたテーマや教材等を活用し、効果的な安全教育を推進します。
	基本的人権に配慮しつつ、犯罪が起きにくく、県民が安心して暮らせる生活環境の整備を行います。  安全・安心まちづくりを推進するに当たっては、県民一人ひとりが、相互の基本的人権を尊重することが重要です。 安全・安心まちづくりは、県民等が行う自主的な活動に支えられていますが、特に、犯罪の防止に配慮した環境づくりを行う場合、県民が安心して暮らせるよう、プライバシーをはじめとする個人の権利を侵害しないよう人権への配慮に努めながら推進してまいります。